

非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェニール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）</p> <p>ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光灯ランプを除き、そのソケットの材料がフェニール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェニール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）</p> <p>ハ LEDランプ（次のイ又はロに掲げるものに限る。）</p> <p>日本工業規格C八一九九 一（一般照明用GX一六t 五口金付直管LEDランプ 第一部：安全仕様） 二〇一三に規定するGX一六t 五口金付直管LEDランプを用いるもの（そのソケットの材料がフェニール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェニール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）</p> <p>日本工業規格C八一五四（一般照明用LEDモジュール 安全仕様） 二〇一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの（その接続端子部（当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号口におい</p>	<p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるものとしなければならない。</p> <p>イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェニール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）</p> <p>ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光灯ランプを除き、そのソケットの材料がフェニール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェニール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）</p> <p>（新設）</p>

て同じ。）の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

二 照明器具内の電線（次号口に掲げる電線を除く。）は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふつ素樹脂絶縁電線としなければならない。

三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（八において「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイから八までに掲げるものとしなければならない。

イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。

ロ ソケット（第一号八に掲げるLEDランプにあつては、接続端子部）から差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

四 （略）

第二・第三 （略）

第四 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯又はLEDランプを用いる場合にあつては、ニルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。

二 （略）

二 照明器具内の電線（次号口に掲げる電線を除く。）は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふつ素樹脂絶縁電線としなければならない。

三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（八において「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイから八までに掲げるものとしなければならない。

イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。

ロ ソケットから差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

四 （略）

第二・第三 （略）

第四 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、ニルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。

二 （略）